

資料4 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の取扱いについて

第1回都市計画審議会協議会 (R5.8.1)

- ・草津川の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に関するハザード情報について説明。
- ・リスクの取扱いについては、河川工学の専門家の意見を参考とするよう委員の方から意見があった。



立命館大学環境都市工学科の里深好文教授の見解 (R5.8.21)

- ・審議会協議会での意見に基づき、「草津川の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)のリスクの取扱いについて」の見解を伺った。その結果、以下の見解が得られた。

- ・草津川は、既存の河川改修ではなく、新しく放水路として付け替えた河川であり、平成14年の通水以降、20年余しか経過しておらず、他の河川と比較してリスクが高いとはいえない。
- ・河川の構造上、草津川は堀込式であり、堤防を築いた河川よりも安全性が高いと思われる。
- ・リスクについては、相対的かつ発災した際の被害の大きさと発生確率を掛け合わせて考えるものである。
- ・相対的に、草津川はある程度、改修が完成しているため、金勝川など今後改修予定である河川と比較すると、安全性の高い河川である。
- ・(河岸侵食の)発生確率は相当低いため、災害を危惧して、土地利用を規制しなくてもよい。
- ・上流の河川改修が進めば、想定している流量が草津川に流れ込み、発災の可能性は上がるが、上流の河川改修がそこまで進むのは難しく、20~30年先を見たときに、草津川の河岸侵食の区域が発災可能性の高い箇所とはいえない。
- ・区域として残存させる場合、計画流量に耐えられるよう、上流から堆積する土砂を定期的に浚渫するといった河道確保の維持管理が対策になってくる。



見解を踏まえた市の考え

- ・草津川の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)については、以下の2点を理由に、居住誘導区域から外す必要はないものとする。
 - ①比較的新しく整備された河川であり、河川構造上や相対的に他の河川と比較すると安全性の高い河川であること
 - ②河岸侵食の発生確率が相当低いこと

今後の対応方針

- ・そのため、今回の見直しにおいて「直ちに居住誘導区域から除外しない」とすることとする。
- ・今後、長期的な観点から、河川改修がされるなどして草津川放水路における河岸侵食のリスク分析に変化や影響が生じることがあれば、立地適正化計画の見直しの際に検討する。